

公 示 公 告

令和3年1月13日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 氏 本 厚 司

- 1 件名 令和3年度裁判所職員採用試験用マークシート用紙の製造及び読み取り作業等（単価契約）
- 2 調達内容，納入期限及び納入場所
別添「見積り合せ要領」のとおり（調達資料1のとおり）
- 3 見積書提出期限及び見積書提出場所等
別添「見積り合せ要領」のとおり（調達資料1のとおり）

見積り合せ要領

件 名：令和３年度裁判所職員採用試験用マークシート用
紙の製造及び読み取り作業等（単価契約）

最高裁判所
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長 氏 本 厚 司

1 一般事項

本見積り合せ要領（以下「本要領」という。）は、最高裁判所（以下「裁判所」という。）が令和3年1月13日に公示公告した「令和3年度裁判所職員採用試験用マークシート用紙の製造及び読み取り作業等（単価契約）」（以下「業務」という。）に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本件調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

2 見積り合せに参加する者に必要な資格等

- (1) 最高裁判所から指名の対象外とすることを定める措置を受けていないこと。
- (2) 3(4)の技術審査に合格した者。

3 見積り合せに付する事項

(1) 件名

令和3年度裁判所職員採用試験用マークシート用紙の製造及び読み取り作業等（単価契約）

(2) 業務内容、納入期限及び納入場所

別添1仕様書のとおり

(3) 見積書提出期限及び納入場所

ア 見積書提出期限

令和3年3月1日（月）午後5時まで（郵送又はファクシミリによる提出可）

※ ファクシミリの場合は、追って原本を提出する必要があります。

イ 見積書提出場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係

E-mail sc.keiri.ekichou@ml.courts.jp

FAX 03-3234-0923

(4) 技術審査

参加者は、履行能力を審査するために別添2「技術審査要領」に従い、技術審査願を令和3年2月3日（水）午後5時までに提出してください。

なお、審査結果については、令和3年2月19日（金）正午までに電話又は電子メールにより通知します。

(5) 契約締結予定日

令和3年4月1日（木）

4 参加者は、上記3(3)ア及びイのとおり見積書を提出してください。

なお、見積書には、仕様書の各品目の予定数量及び各作業の予定枚数に単価（少

数点以下第2位まで可)を乗じて得た金額(少数点以下単数切り捨て)の合計金額(本件業務に要する価格のほか、運送費、保険料及び関税等一切の諸経費を含めた金額とすること。)を記載してください。

また、見積金額は、消費税課税業者については、消費税及び地方消費税の金額も記載してください。

おって、消費税課税業者が消費税及び地方消費税の課税金額を明示しない場合には、消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

5 見積書の提出期限(3(3)ア)を徒過した場合は、無効とします。

6 契約の相手方について

(1) 受注者は、見積書記載金額(消費税及び地方消費税金額を含む。)が、裁判所が定めた予定価格以内で、最低の金額の見積りをした者としてします。

(2) 同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者としてします。

(3) 上記(2)において、同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

7 照会

(1) 本要領の内容に関し、合理的と認められる照会は次の窓口で受け付けます。

なお、照会は書面又は電子メールによることとします。

ア 受付窓口

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係(担当:酒井)

電話 03-3264-5864(係直通)

FAX 03-3234-0923

E-mail sc.keiri.ekichou@ml.courts.jp

(FAXによる場合は、電話連絡をお願いします。)

イ 受付時間

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(裁判所の休日を除く。)

ウ 照会締切

(ア) 仕様書記載内容及び技術審査作成に関する照会締切

令和3年1月27日(水)正午まで

(イ) その他手続等に関する照会締切

令和3年2月19日(金)正午まで

(2) 本要領に関する公告内容、本入札説明書に関する修正又は追加情報が発生した場合、裁判所は、該当者全員に対して当該情報を提供します。また、照会に対する回答についても同様とします。

8 その他

見積書の作成及び提出にかかる費用等は、提出者の負担とします。

9 添付書類

別添 1 仕様書

別添 2 技術審査要領

別添 3 契約書（案）

(別添 1)

仕 様 書

1 件名

裁判所職員採用試験用マークシート用紙の製造及び読み取り作業等

2 業務内容、予定数量及び納入期限等

(1) 業務内容

ア マークシート用紙の製造作業

イ マークシート用紙の読み取り作業等

(ア) マークシート用紙の読み取り作業

(イ) 読み取り結果の採点作業

(ウ) 採点結果の集計及びデータ作成作業

(2) 予定数量及び納入期限等

ア マークシート用紙の製造作業 ((1)のア)

別紙 1 のとおり

イ マークシート用紙の読み取り作業等 ((1)のイ)

別紙 2 のとおり

3 対象試験の種類及び種目

対象試験の種類及び種目は、次の表のとおり。

なお、本仕様書では、試験の種類ごとに対応する略称欄記載の名称を用いる。

NO.	試験の種類			略称	試験種目
(1)－1	裁判所職員 採用総合職試験	裁判所事務官	院卒者区分	A X	基礎能力試験 (多肢選択式)
(1)－2					専門試験 (多肢選択式)
(2)－1			大卒程度区分	B X	基礎能力試験 (多肢選択式)
(2)－2					専門試験 (多肢選択式)
(3)		家庭裁判所 調査官補	院卒者区分	A Y	基礎能力試験 (多肢選択式)
(4)			大卒程度区分	B Y	基礎能力試験 (多肢選択式)
(5)－1	裁判所職員 採用一般職試験	裁判所事務官	大卒程度区分	C	基礎能力試験 (多肢選択式)
(5)－2					専門試験 (多肢選択式)
(6)			高卒者区分	D	基礎能力試験 (多肢選択式)

4 秘密保持等

(1) 受注者は、いかなる場合においても、裁判所職員採用試験用マークシート用紙の製

造及び読み取り作業等（以下「本業務」という。）の内容その他業務上知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

(2) 個人情報の取扱いについては次のとおりとする。

ア 受注者は、マークシートの読み取り作業により作成した情報について、滅失、毀損、漏えい、複製の作成、目的外利用等を行ってはならない。ただし、本仕様書に別途定められている場合、最高裁判所（以下「発注者」という。）の指定する職員（以下「監督職員」という。）の指示に基づく場合その他正当な理由がある場合には、この限りではない。

イ 受注者は、個人情報の管理を行う責任者等の管理体制、個人情報等の管理状況等について記載した書面を監督職員に提出する。

ウ 受注者の故意又は過失によって情報の漏えいがあった場合には、直ちにその内容を監督職員に報告するとともに、被害の拡大を防止する措置を講じる。

エ 受注者は、マークシートの読み取り作業により作成した情報について、監督職員から削除の指示があった場合には、データ消去ソフト等を用いて、速やかに当該情報を復元が困難な状態にし、その日時、場所、方法等を明示した報告書を監督職員に提出する。

(3) 業務の再委託

ア 受注者は、原則として、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託しない。ただし、受注者において委託が必要であると判断した場合には、その理由と委託する範囲を明示した上、書面により発注者に申請し、事前に承諾を得ること。

イ 委託することについて発注者の承諾が得られた場合には、受注者は、再委託の相手方に対して本仕様書に記載された事項について受注者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。

5 その他

(1) 受注者は、本業務の作業員として、読み取り機及び使用ソフトの扱いを熟知している者を受注者の負担において用意すること。

(2) 受注者は、監督職員と事前に十分な打ち合わせを行い、本業務が円滑に実施されるように努めること。

(3) その他、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。

マークシート用紙の製造仕様書

事項	仕様		
品名	基礎能力試験（多肢選択式）用マークシート ● (1)-1A X, (2)-1B X ● (3)A Y, (4)B Y ● (5)-1C	専門試験（多肢選択式）用マークシート ● (1)-2A X, (2)-2B X ● (5)-2C	基礎能力試験（多肢選択式）用マークシート ● (6)D
規格	82mm×257mm	100mm×257mm	91mm×257mm
予定数量	約15,500枚	約14,100枚	約5,200枚
数量確定 予定時期	令和3年4月12日（月）頃		令和3年8月5日（木）頃
納入期限	令和3年4月22日（木）		令和3年8月20日（金）
納入方法	20枚及び50枚毎に帯かけをして、2種類の束ごとに梱包して納入すること。各束ごとの数量は別途指示する。		
納入場所	最高裁判所（東京都千代田区隼町4番2号）		
組版	見本及び発注者の指示に従って、受注者が文字等を組むものとする。		
見本原稿	有（紙原稿）		
印刷方法	オフセット印刷（片面印刷）		
刷色	2色刷り		
紙質	OCR用紙 四六判135kg		
校正	受注者の持参校正とし、校正回数は、1校を基準とするが、その目的に達しない場合は、この限りではない。		
校正担当者	最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係（東京都千代田区隼町4番2号）		
備考	(1) 予定数量は過去実績に基づく数量であるため、実際の数量については、増減する可能性がある。 (2) 全ての用紙について、最高裁判所に持ち込む読み取り機において確実に読み取りができる用紙を製造すること。 (3) 受注者は、本件製造作業について、この仕様書に定める事項を遵守し、製造及び納入すること。 (4) 用紙については、いわゆるグリーン購入法に適合し、かつ、古紙リサイクル適性ランクリストで定める、Aランクに該当する資材のみを使用して製造すること（ただし、発注者が指定した用紙がこれに該当しない場合を除く。）。 (5) 契約締結後速やかに別紙様式第1「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を、納品時に別紙様式第2「資材確認票」を監督職員にそれぞれ提出すること。 (6) (4)及び(5)のほか、いわゆるグリーン購入法に基づく基本方針の判断の基準を満たすこと。ただし、当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合には、発注者の了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。 (7) 原稿作成、校正等のスケジュールについては、監督職員と調整の上、速やかに工程表を作成、提出し、その遵守に努めること。 (8) 入稿から校了に至るまでの修正に関し、原稿の差替え及び修正等の作業については、速やかに対応すること。また、各段階の校正原稿を校正担当者に提出する際には、受注者は必ず複数人による内校正作業を実施し、誤字、脱字がないか、図表等が正しく転載されているか等を確認すること。 (9) 発注者が交付するデータを、受注者が使用する場合には、文字によっては異なる字体で出力されることを前提として取り扱い、校正等は書面で行うことを原則とすること。 (10) アドビ・イラストレーター等のグラフィック・アプリケーションを使用してファイルを作成する場合には、アウトライン化やラスターライズ等を行った後に授受をすること。 (11) 前記規格を満たしているか確認するために、納入する用紙と同じものを各2枚、発注者に提出すること。 (12) 成果物の納品の際には、折れ及び汚損等がないことを必ず確認すること。 (13) 本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合については、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。 (14) 本件製造物の著作権は全て発注者に帰属するものとする。 (15) 納品の際は、品名、数量及び納品日を記載した納品書を添付すること。 (16) 納品日時については、納入期限内で双方協議の上、決定する。		

事項	仕様			
品名	基礎能力試験（多肢選択式）用マークシート ● (1)-1A X, (2)-1B X ● (5)-1C	専門試験（多肢選択式）用マークシート ● (1)-2A X, (2)-2B X ● (5)-2C	基礎能力試験（多肢選択式）用マークシート ● (3)A Y, (4)B Y	基礎能力試験（多肢選択式）用マークシート ● (6)D
予定枚数※1	約10,000枚	約10,000枚	約700枚	約3,800枚
作業場所	最高裁判所（東京都千代田区隼町4番2号）			
作業日時	令和3年5月11日（火）午前9時30分から午後5時まで 同月12日（水）午前9時30分から午後5時まで 同月13日（木）午前9時30分から午後0時まで（予備日）			令和3年9月16日（木） 午前9時30分から午後5時まで
使用機材の設置時期等※2	設置期限 令和3年5月11日（火）午前9時30分まで			設置期限 令和3年9月16日（木） 午前9時30分まで
	撤去期限 作業終了後速やかに撤去する。			
成果物※3	①採点結果データ（別紙4）、②選択肢別解答率表（別紙5）、 ③正答率識別指数表（別紙6）、④得点度数分布表（別紙7）			
成果物納入期限	令和3年5月13日（木）午後0時まで（時間厳守）			令和3年9月16日（木） 午後5時まで（時間厳守）
成果物の訂正等の連絡期限	読み取り作業が終了した日から起算して5日以内 （ただし、最終日が裁判所の休日に当たる場合には翌開庁日とする）			
訂正等された成果物の最終納入期限	上記連絡をした日から起算して2日以内 （ただし、最終日が裁判所の休日に当たる場合には翌開庁日とする）			
納入場所	最高裁判所（東京都千代田区隼町4番2号）			
作業完了報告	作業終了後に作業完了報告書（別紙8）を紙媒体（各1部）により提出する。			
作業完了報告書提出期限	読み取り作業終了の日から1週間以内			
備考	(1) 読み取り作業等は、別紙3の作業要領に基づき行うこと。 (2) 読み取り作業等は、最高裁判所の職員（以下「担当職員」という。）立会いの下で行うこと。 ※1 予定枚数は、過去実績に基づく数量であるため、実際の数量については、増減する可能性がある。作業終了時刻を超える見込みのある場合は、監督職員の指示を受けること。 ※2 使用機材について 1 使用機材 受注者は、以下の機材を用意し、最高裁判所内の監督職員が指定する場所へ持ち込み、設置を行うこと。 ① 読み取り作業用機材（以下「読み取り機」という。） ② ①と接続可能なパソコン ③ ①と接続可能なプリンター なお、持ち込み台数は、マークシート用紙の読み取り作業等を作業期間内に完了するために必要な台数を用意すること。 2 使用するソフトウェア 受注者は、読み取り、読み取り結果の採点、採点結果の集計及び印刷を確実に実行できるソフトウェアを使用すること。 なお、カスタマイズ等が必要な場合は、令和3年5月7日（金）までに行い、発注者からの要請に応じてデモンストレーションを行えるように準備しておくこと。 3 保守点検等 受注者は、読み取り作業等を行う前に1のメンテナンス（保守・点検）及び同機材に対応する読み取りソフトの設定（今回納入する仕様のマークシート用紙の読み取りが行える状態にすること。）を行うこと。 なお、部品の交換等が発生した場合の費用は受注者の負担とする。 4 その他 機材の持ち込み、設置及び撤去に係る費用は受注者の負担とする。 ※3 成果物は電子データにより提出する。			

(別紙 3)

マークシート用紙の読み取り作業要領等

1 マークシート用紙の読み取り作業要領

(1) 読み取り単位

試験地、試験種類、試験種目ごとに読み取る。

なお、試験地はD試験が地裁50箇所、それ以外の試験は地裁・家裁各37箇所である。

(例) 東京都のAXの基礎能力試験が1単位

(2) 読み取り回数

各2回

(3) 読み取り作業

ア (1)の単位で、マークシートに記載されているマークを、読み取り機を用いて、全て読み取り、以下の項目の記載の有無をチェックすること。

(ア) 解答

(イ) 受験番号

(ウ) 選択問題のチェック (専門試験のみ)

イ 不鮮明なマークがあった場合は、担当職員へ報告し、担当職員がマークの検査及び訂正後に、再度、読み込み作業を行うこと。

(4) (3)の作業後、担当職員が提示する「受験予定者一覧」と照合し、欠席者のチェックを行い、欠席者について担当職員へデータにより報告すること。受験予定者一覧と一致しないデータがあった場合は、担当職員が目視できる状態で、受注者が修正を行うこと。

(5) データ照合

ア 1回目と2回目の読み取りデータを照合し、全て内容が一致していることを確認すること。

イ 不一致データがあった場合は、担当職員が目視できる状態で、受注者が(1)の単位ごとに、受験者ごとにまとめて修正を行うこと。

2 マークシートの採点作業要領

(1) 採点作業

ア 採点方法は、全て択一問題で採点すること。

イ 採点後、発注者から正答の訂正などの要望があった場合は、迅速に対応すること。

また、問題に不具合があった場合は、以下の方式で再処理を行い、訂正等を加えた成果物を速やかに納入すること。

(ア) 無効問題

その問題を無効として採点しない。

なお、無効として採点しない処理と併せて、無効問題以外の同一科目問題の素点に一定の割合を乗じて素点調整を行う場合がある。

(イ) 全加点

解答に関係なく、全員に配点分の点数を与える。

(ウ) 択一多正答

正答とは別の選択肢を正答に加えて点数を与える。

(2) 採点対象についての留意点

ア AX受験者のうち、「特例」を希望しない者及びAY受験者の基礎能力試験については、全40問のうち、第31問から第40問までは採点対象外とすること。

イ AX, BX及びCの専門試験については、2科目から1つを選び解答する選択問題があり、選択しなかった科目の問題は採点対象外とすること。

3 マークシート用紙の集計及びデータ作成作業要領

以下のとおり、集計及びデータ作成作業を行うこと。

集計単位数は、(1)のア、イ、ウは4種類を、エは約26種類を予定している。ただし、必要に応じ、担当職員が指示する集計単位のものを随時作成すること。

(1) 作成データ及び集計単位

ア 採点結果データ（別紙4）

試験の種類及び種目別（例：AX基礎能力試験など）に、全受験者のデータを集計したものとする。

イ 選択肢別解答率表（別紙5）

試験の種目別（例：AX, BX, C専門試験など）に全受験者のデータを集計したものとする。

ウ 正答率識別指数表（別紙6）

試験の種目別に全受験者のデータを集計したものとする。

エ 得点度数分布表（別紙7）

試験の種類、試験の種目別に、全受験者のデータを集計したものとする。また、集計に当たっては、1問から30問までのように問題数の指定に対応すること。

(2) データ集計対象についての留意点

データ集計に当たっては、上記1(1)の他、以下の点に留意すること。

ア AXの基礎能力試験については、「特例」を希望する受験者は、全40問が採点対象であり、上記(1)アからウまでのデータ作成に当たっては全40問を集計対象とするが、上記(1)エの得点度数分布表の作成に当たっては、第1問から第30問までの30問を集計対象とし（30点満点とする。）、AX受験者のうち、「特例」を希望しない受験者のデータと合算して集計すること。

イ AYの基礎能力試験については、全40問のうち、第1問から第30問までが採点対象であり、第31問から第40問は採点対象外であるため、上記(1)のデータ作成に当たっては、第1問から第30問までの30問を集計対象とする（30点満点とする。）こと。

(3) データ作成方法

データ作成は、別紙4から別紙7のイメージ案を参考に作成すること。

なお、詳細内容については、契約締結後、監督職員と調整の上、決定する。

(別紙4)

採点結果データベースファイル（イメージ）

【共通事項】 データベースファイルはエクセル形式により提出する

【基礎能力試験】

● AX, BX, AY, BY

● C

100001 ○ ○ ○ ○ 15 0

105001 ○ ○ ○ ○ 16 5

①

②

③

④

※ 左から, ①「受験番号」, ②「受験者氏名」, ③「素点1」; ④「素点2」

※ 素点1は全40問のうち, 第1問から第30問までの素点。

※ 素点2は全40問のうち, 第31問から第40問までの素点。AXで特例希望のない場合及びAYでは, 採点対象外のため, 0と表示する。

● D

100001 ○ ○ ○ ○ 23

①

②

③

※ 左から, ①「受験番号」, ②「受験者氏名」, ③「素点」

【専門試験】

● AX, BX

● C

105001 ○ ○ ○ ○ 22 2

①

②

③

④

※ 左から, ①「受験番号」, ②「受験者氏名」, ③「素点」, ④「選択科目」(選択なし「0」, 刑法「1」, 経済理論「2」)

●年度 基礎能力(専門)試験

実施日 ●年●月●日

正答率識別指数表 (AX,BX,C,AY,BY)

問題番号	正答	識別指数	上位正答数	上位正答率	下位正答数	下位正答率	全体正答数	全体正答率
1	5	0.231	2233	70.6	1516	48.0	7561	59.8
2	4	0.316	2090	66.1	1091	34.5	6388	50.5
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								

(別紙 7) 得点度数分布表 (イメージ)

●年度 基礎能力(専門)試験	実施日 ●年●月●日
得点度数分布表(AX特例あり,BX,C)	
標準偏差:4.20 平均点:17.97 問題数:40 合計点数:40 受験人数:11945	

得点	人数	積算	割合(%)	
40	0	0	0.0	
39	0	0	0.0	
38	0	0	0.0	
37	0	0	0.0	
36	0	0	0.0	
35	0	0	0.0	
34	0	0	0.0	
33	3	3	0.0	
32	2	5	0.0	
31	7	12	0.1	
30	20	32	0.2	
29	36	68	0.3	
28	83	151	0.7	
27	115	266	1.0	
26	189	455	1.6	
25	282	737	2.4	
24	392	1129	3.3	
23	542	1671	4.5	
22	706	2377	5.9	
21	894	3271	7.5	
20	993	4264	8.3	
19	1068	5332	8.9	
18	1139	6471	9.5	
17	1102	7573	9.2	
16	1020	8593	8.5	
15	857	9450	7.2	
14	775	10225	6.5	
13	569	10794	4.8	
12	432	11226	3.6	
11	287	11513	2.4	
10	202	11715	1.7	
9	108	11823	0.9	
8	63	11886	0.5	
7	35	11921	0.3	
6	13	11934	0.1	
5	6	11940	0.1	
4	4	11944	0.0	
3	1	11945	0.0	
2	0	11945	0.0	
1	0	11945	0.0	
0	0	11945	0.0	

(別紙 8)

作業完了報告書

最高裁判所 御中

下記のとおり作業を全て完了したことを報告します。

1 作業内容

(1) マークシート用紙の読み取り・採点作業等 (※ 1)

ア 基礎能力試験 ●件

裁判所職員採用総合職試験 (裁判所事務官)

裁判所職員採用一般職試験 (裁判所事務官, 大卒程度区分)

イ 専門試験 ●件

裁判所職員採用総合職試験 (裁判所事務官)

裁判所職員採用一般職試験 (裁判所事務官, 大卒程度区分)

ウ 基礎能力試験 ●件

裁判所職員採用総合職試験 (家庭裁判所調査官補)

(2) マークシート用紙の集計及びデータ作業

ア 採点結果データ

イ 選択肢別解答率表

ウ 正答率識別指数表

エ 得点度数分布表

(3) マークシートの読み取り作業により作成した情報の削除作業

2 作業完了日時 (※ 2)

(1) 1(1)ア及びイについて 令和●年●月●日 時 分

(2) 1(1)ウについて 令和●年●月●日 時 分

(3) 1(2)のアからエについて

ア 1(1)ア及びイ分 令和●年●月●日 時 分

イ 1(1)ウ 令和●年●月●日 時 分

(4) 1(3)について 令和●年●月●日 時 分

削除した場所 _____

削除の方法 _____

令和 年 月 日

住所

氏名

印

(注) 裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官，高卒者区分）の作業については，以下のとおり記載する。

※ 1

マークシートの読み取り・採点作業等

基礎能力試験 ● 件

裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官，高卒者区分）

※ 2

2 作業完了日時

(1)及び(2)について 令和●年●月●日 時 分

(3)について 令和●年●月●日 時 分

削除した場所 _____

削除の方法 _____

(別紙様式第1)

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト様式(例)

作成年月日： 年 月 日		
御中		
オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト		
受注者： _____		
工程	実現	基準(要求内容)
製版	はい／いいえ	①次のA又はBのいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化(DTP化)率が50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。
刷版	はい／いいえ	②印刷版(アルミ基材のもの)の再使用又はリサイクルを行っている。
印 刷	オフ セ ット	はい／いいえ ③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄剤を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等のVOCの発生抑制策を講じている。
	はい／いいえ	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理している。
	はい／いいえ	⑤損紙等(印刷工程から発生する損紙、残紙)の製紙原料へのリサイクル率が80%以上である。
	デ ジ タ ル	はい／いいえ ⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。
	はい／いいえ	⑦損紙等(印刷工程から発生する損紙、残紙)の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。
表面 加工	はい／いいえ	⑧アルコール類を濃度30%未満で使用している。
	はい／いいえ	⑨損紙等(光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム)の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。
製本 加工	はい／いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
	はい／いいえ	⑪損紙等(製本工程から発生する損紙)の製紙原料へのリサイクル率が70%以上である。

備考) 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

(別紙様式第2)

資材確認票の様式(例)

御中				作成年月日： 年 月 日		
件名： _____						
資 材 確 認 票 (見積・変更・最終)						
受注者： _____						
印刷資材		使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
用紙	本文					
	表紙					
	見返し					
	カバー					
インキ類						
加工	製本加工					
	表面加工					
	その他加工					
その他						

↓

使用資材	リサイクル適性	判別
Aランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	
AまたはBランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます	
CまたはDランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

- 備考) 1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。
- 2 古紙リサイクル適性ランクが定められていない用紙、インキ類等の資材を使用する場合は、「リサイクル適性ランク」の欄に「ランク外」と記載すること。
- 3 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

(別添 2)

技術審査要領

本件「令和 3 年度裁判所職員採用試験用マークシート用紙の製造及び読み取り作業等（単価契約）」の見積もり合わせに参加を希望する者は、履行態勢等の証明のために、下記に従い、技術審査願を提出し、裁判所による審査を受けなければならない。

1 提出書類

- (1) 技術審査願（別紙様式第 1）
- (2) マークシート用紙の製造及び読み取り作業の実績等一覧表（別紙様式第 2）
- (3) 別紙様式第 2 に記載した読み取り機の機種及び読み取りソフトの性能等がわかる書面（カタログ等の写し）

2 提出期限

令和 3 年 2 月 3 日（水）午後 5 時まで

3 提出場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町 4 番 2 号

最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係（事務棟 1 階）

4 提出部数

2 部（正本 1 部，副本 1 部）

5 審査結果

令和 3 年 2 月 19 日（金）までに適宜の方法により通知する。

6 提出に関する注意

- (1) 提出書類について、当庁から説明を求められた場合には、速やかにこれに応じなければならない。
- (2) 技術審査願の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された証明書類は、本件審査以外に、提出者に無断で使用することはない。
- (4) 提出された証明書類の差替え及び再提出は一切認めない。
- (5) 提出された証明書類は返却しない。

(別紙様式第 1)

令和 年 月 日提出

最高裁判所事務総局経理局長 殿

技 術 審 査 願

提出者の

住所

氏名及び印（又は署名）

下記 1 の見積もり合わせに参加したいので、別添のとおり技術審査願を提出します。

記

1 調達件名

令和 3 年度裁判所職員採用試験用マークシート用紙の製造及び読み取り作業等
(単価契約)

2 提出資料

- (1) マークシート用紙の製造及び読み取り作業の実績等一覧表（別紙様式第 2）
- (2) (1)のマークシート用紙の製造及び読み取り作業の実績等一覧表に記載した読み取り機の機種及び読み取りソフトの性能等がわかる書面（カタログ等の写し）

3 問い合わせ先（連絡担当者の名刺を貼付）

(別紙様式第2)

令和 年 月 日

提出者の

住所

氏名又は法人名及び印又は署名

令和3年度マークシート用紙の製造及び読み取り作業の実績等一覧表

番号	項 目	記 入 欄
1	マークシート用紙の製造 及び読み取り作業の実績 (作業日数及び枚数を含む) ※1	1
		2
2	読み取り機の機種(規格 等)及び読み取りソフト 名	読み取り機の機種 (規格等)
		読み取りソフト名
		規格上の読み取り 速度(1時間当 たりの枚数)
3	読み取り作業態勢 ※2	使用する読み取り 機の予定台数, 作 業予定人員
		作業時間内での読 み取り作業終了の 可否

- ※1 マークシート用紙の製造及び読み取り作業の実績について次のとおりとする。
平成30年4月1日から令和3年1月31日までの間に締結した、大学、官公庁、企業等の試験問題
におけるマークシート用紙の製造及び読み取り作業の契約実績のうち、主要な契約を2件記載
すること。
また、記載した契約の業務内容がわかる書面(契約書や、仕様書等の写し)を添付すること。
- ※2 予備日は考慮せずに見込みを記載すること。

契 約 書 (案)

令和3年度裁判所職員採用試験用マークシート用紙の製造及び読み取り作業等（以下「業務」という。）に関し、発注者最高裁判所と受注者●●●●とは、次の条項及び別添仕様書（以下「仕様書」という。）により請負契約（単価契約）を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

（業務の名称、品目及び規格等）

第1条 業務の名称、品目及び規格、業務の内容、契約単価並びに予定総額は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 令和3年度裁判所職員採用試験用マークシート用紙の製造及び読み取り作業等（単価契約）
- (2) 品目及び規格 } 仕様書のとおり
- (3) 業務の内容 } 仕様書のとおり
- (4) 契約単価 別表のとおり
- (5) 予定総額 金●, ●●●, ●●●●円

（うち消費税及び地方消費税額 金●●●, ●●●●円）

※内訳については、別表のとおり

（契約期間並びに成果物の納入期限及び場所）

第2条 契約期間並びに成果物の納入期限及び場所は、次のとおりとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、発注者及び受注者が協議して、これを変更することができる。

- (1) 契約期間 契約締結日から令和3年12月28日まで
- (2) 納入期限 } 仕様書のとおり
- (3) 納入場所 } 仕様書のとおり

（契約保証金）

第3条 受注者は、契約保証金の納付を要しないものとする。

（債権譲渡の禁止）←大企業の場合

第4条 受注者は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（債権譲渡の禁止）←中小企業の場合

第4条 受注者は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払いによる弁済の効力は、発注者が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（下請等の禁止）

第5条 受注者は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務の監督等)

第6条 発注者は、業務の必要な監督を行うため、監督職員を定めて次に掲げる事項を行わせることができる。

- (1) 受注者が提出する書類の調査
- (2) 業務の管理、立会い、指示、承諾又は協議

2 受注者は、監督職員の職務に協力しなければならない。

(検査及び納入)

第7条 受注者は、成果物の納入の準備が完了した場合には、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内に、発注者の定めた検査職員に必要な検査を完了させ、これに合格したときは、遅滞なく成果物の納入を受けなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しなかった場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく補修その他必要な措置を講じ、再度の検査を受けなければならない。この場合における検査の完了の時期は、発注者が新たに成果物の納入の準備が完了した旨の通知を受理した日から起算して10日以内とする。

4 検査に要する費用は、受注者の負担とする。

5 発注者及び受注者の協議により、成果物を分割して納入する場合においては、その都度、前各項に準じた取扱いをするものとする。

(代金の支払)

第8条 受注者は、前条の検査に合格し、成果物の納入を完了した場合には、遅滞なく適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受領した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

3 支払代金は、各品目の数量に契約単価を乗じて得た金額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）の合計金額に、消費税及び地方消費税に相当する金額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）を加算した金額とする。

(履行遅延の賠償)

第9条 発注者は、約定期間内に代金の支払をしなかった場合には、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、その責めに帰すべき事由により成果物の納入を遅延した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

3 前二項の遅延損害金は、それぞれ遅延日数に応じ、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（ただし、率適用は財務省告示の施行日による。）の割合で計算した額とし、前項の場合においては納入が遅延した部分の代価に対し、民法（明治29年法律第89号）第404条に基づき算

出される法定利率の割合で計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨て、その額が100円未満であるときは、その支払を要しないものとする。

(検査の遅延)

第10条 発注者がその責めに帰すべき事由により第7条第2項、第3項又は第5項に規定する期間内に検査を完了しなかった場合には、その期間を経過した日から検査を完了した日までの日数（以下「遅延期間」という。）を、約定期間から差し引くものとする。この場合において、遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第1項及び第3項に規定する遅延損害金を受注者に支払うものとする。

(危険負担等)

第11条 成果物の納入前に生じた損害は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担とする。

2 成果物の納入前に天災その他の不可抗力により、債務の履行が不可能となった場合（一部の履行が不能となり、残存する部分のみでは契約の目的を達することができない場合を含む。以下同じ。）には、発注者は、受注者からの支払請求を拒むことができる。

3 前項の場合、発注者は、第14条第1項第4号に基づき催告を要せず無償で解除できるものとし、受注者は、発注者の同意を得て、この契約を無償で解除できるものとする。この場合、既に要した費用については、発注者及び受注者の各自の負担とする。

(契約不適合責任)

第12条 発注者は、成果物の納入後、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）がある場合は、受注者に対し、受注者の費用で取替え、補修、不足分の引渡しその他の措置（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。

2 納入された成果物に契約不適合がある場合、発注者は、相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、その契約の不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、民法第563条2項各号に該当する場合は、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができる。

3 前二項の規定は、民法第415条の規定による損害賠償の請求並びに第541条及び第542条の規定による解除権の行使を妨げない。

4 契約不適合のうち種類又は品質についての前三項の権利は、第7条第2項、第3項又は第5項の規定に基づく納入後、発注者が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは行使することができない。

(秘密の保持)

第13条 発注者及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、業務の遂行に際し知り得た相手方の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(発注者の契約解除権)

第14条 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号から第4号に該当する場合は、何らの催告を要しない。

(1) この契約の条項又は仕様書に違反した場合（第4号を除く。）

ただし、違反がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(2) 監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合

(3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合

(4) 民法第542条第1項各号に該当するときその他、この契約の目的を達することができないと認められる場合

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払うものとする。

4 第2項及び前項の規定は、民法第542条2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

（受注者の契約解除権）

第15条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号又は第3号に該当する場合は、何らの催告を要しない。

(1) この契約の条項若しくは仕様書に違反した場合（第3号を除く。）

(2) 著しく契約条項と異なる指示をしたため、この契約を履行することが不能となった場合

(3) 民法第542条1項各号に該当するときその他この契約目的を達することができないと認められる場合

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。

3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。

4 第2項及び前項の規定は、民法第542条2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

（違約金）

第16条 前二条の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として予定総額の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

（談合等の不正行為にかかる違約金）

第17条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者の請求に基づき、予定総額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事

業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同委員会が、受注者に対して、独占禁止法第7条の4第7項又は第7項の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第63条第2項の規定により取り消した場合を含む。）。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときはこの限りでない。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (4) 受注者又は受注者の代理人の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の予定総額の10分の1に相当する金額のほか、予定総額の100分の5に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項ないし第3項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。

- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過す

る場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(談合等の不正行為にかかる発注者の契約解除及び違約金に関する遅延利息)

第18条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期限を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法第404条に基づき算出される法定利率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第19条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認めるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第20条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第21条 受注者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受

任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。) としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第22条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負契約人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者に該当する再請負人等との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該解除対象者である再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者である再請負人等との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第23条 発注者は、第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 受注者は、発注者が第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、第16条に定める方法等に従いその損害を賠償するものとする。

(不当要求等に関する通報等)

第24条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団又は暴力団員等、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当要求等」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を発注者に報告し、さらに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(著作権等)

第25条 成果物及び提出物（以下「成果物等」という。）の著作権は、著作権法第27条及び同第28条に規定する権利を含め、発注者に移転する。

2 受注者は、成果物等に関する著作者人格権その他の権利を有する場合においても、発注者に対してこれを行使しないものとする。

3 受注者が業務の着手以前から有していた成果物等にかかる著作権については、受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は発注者に対し、成果物等を発注者において使用するために必要な範囲で、留保された著作権に関し、著作権法に基づく利用を無償で許諾する。

4 発注者は、その業務の遂行に当たり、受注者が創作したプログラムその他の著作物を使用し、複製し、改良する権利を有するものとする。

(紛争の解決)

第26条 この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関し発注者と受注者との間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者が協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図ることとする。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受

注者が協議して特別の定めをした場合を除き，各自これを負担する。

(契約の疑義)

第27条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合は，発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の証として，本書2通を作成し，発注者及び受注者が記名押印の上，各自これを保有する。

令和3年4月●●日

発注者

東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 氏 本 厚 司

受注者

● ● ● ●

(別 表)

令和3年度裁判所職員採用試験用マークシート用紙の製造及び読み取り作業等(単価契約)

【予定総額内訳書】

No.	品 名	予定数量	単価(税抜)	金 額
マークシート用紙の製造				
1	基礎能力試験(多肢選択式)用マークシート ●(1)-1AX, (2)-1BX ●(3)AY, (4)BY ●(5)-1C	15,500枚		
2	専門試験(多肢選択式)用マークシート ●(1)-2AX, (2)-2BX ●(5)-2C	14,100枚		
3	基礎能力試験(多肢選択式)用マークシート ●(6)D	5,200枚		
小 計 ①				

No.	品 名	予定枚数	単価(税抜)	金 額
マークシート用紙の読み取り作業				
4	基礎能力試験(多肢選択式)用マークシート ●(1)-1AX, (2)-1BX ●(5)-1C	10,000枚		
5	専門試験(多肢選択式)用マークシート ●(1)-2AX, (2)-2BX ●(5)-2C	10,000枚		
6	基礎能力試験(多肢選択式)用マークシート ●(3)AY, (4)BY	700枚		
7	基礎能力試験(多肢選択式)用マークシート ●(6)D	3,800枚		
小 計 ②				

小 計 ③(①+②)		
消費税及び地方消費税額(10%)		
合 計		